

家屋を取り壊したときは届け出を！

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、松山地方税務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出をする必要があります。

これらの届け出を忘れると、取

り壊した家屋についても翌年度の固定資産税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

問 税務課資産税係

☎ 985-4111



学校給食に町内産米を使用します

松前町では、地産地消を進めるため、生産者団体などと連携して地場産物の活用に取り組んでいます。

その活動の一環として、町内の学校給食で使用するお米を、11月から町内産米にしました。

効果

児童生徒には、食と地域農業に対する関心が深まり生産者への感謝の気持ちが育つことを、生産者には、消費拡大による生産意欲の向上と、安全な農作物を提供する責任が高まることを期待しています。

特別栽培米ヒノヒカリ「松前育ち」

給食で使用される町内産米の名前です。特別栽培米とは農薬や化学肥料を通常の5割以下で育てたお米です。

松前町の農家の人が苦労して育てたおいしいお米です。児童生徒の皆さんは、農家の人に感謝して給食をいただきますよう。

問 産業課農業係 ☎ 985-4119
JA松山市生産部 ☎ 946-1611

年末調整説明会

開催日	時間	会場
11月17日(火)	14時~16時	東温市役所 大会議室
18日(水)	14時~16時	砥部町中央公民館 講堂
19日(木)	14時~16時	松前総合文化センター 広域学習ホール
20日(金)	14時~16時	久万高原町産業文化会館 研修室
26日(木)	14時~16時	松山市総合コミュニティセンター カメラアホール
27日(金)	10時~12時	

- ・お車での来場はご遠慮ください。
- ・松山市へ提出する総括表は、松山市が郵送する所定の用紙をご使用ください。

平成21年分年末調整の留意事項

本年は、年末調整における源泉徴収税額の計算方法など、基本的な事項に関する改正はありません。

問 松山税務署 ☎ 941-9121

タックスアンサー

一部サービス終了のお知らせ

税の質問にお答えする「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」サービスは、11月30日をもって終了させていただきます。

なお、「インターネット(携帯電話サイトを含む)」サービスは引き続きご利用いただけます。(国税庁ホームページからの利用が便利です)

また、税に関する一般的な相談は、お近くの税務署に電話し、音声案内に従って「1番」を選択してください。国税局の電話相談センターにつながります。

問 松山税務署 ☎ 941-9121